

会議録

会議の名称	第3回 飯塚市文化施設活用検討委員会
開催日時	令和5年10月18日（木）15:00～17:00
開始場所	イイツカコミュニティセンター 2階 展示ホール
出席委員	徳永委員、河委員、緒方委員、鈴木委員、安徳委員、長曾我部委員、 金原委員、元野木委員、竹川委員（オンライン）、奥田委員、豊嶋委員
欠席委員	瓜生委員、榎本委員、多賀谷委員、中島委員
事務局	坂口文化課長、久原文化施設整備担当参与、 吉田文化施設整備推進係長、西田文化施設整備推進係主任、 原野商工観光課長、本松商工観光課長補佐、靱井観光係長
会議概要	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>（1）第2回・第3回市民ワークショップの開催報告</p> <p>（2）施設計画に関わる確認すべき法規の整理</p> <p>（3）改修コンセプト案と事例紹介（八千代座）</p> <p>（4）管理運営計画について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 第3回飯塚市文化施設活用検討委員会</p> <p>資料2 第2回市民ワークショップかわら版</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>（傍聴者3人）</p>
その他（非公開理由等）	
会議内容	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>（1）第2回・3回市民ワークショップの開催報告</p> <p>●事務局より資料1（1）、資料2について以下のことを説明</p> <p>①第2回・3回市民ワークショップの開催結果(参加者数、テーマ、意見等)の報告</p> <p>【質問・意見等】</p> <p>副委員長：参加者が減っているのは多少心配。是非委員の皆様からも広報を広</p>

げていただきたい。

事務局 : 飛び入り参加も多い状況。輪を広げていきたい。チラシはHPだけでなく嘉穂劇場の壁面にも掲示している。引き続き広報を進めていく。

委員 : 学校で配布しているか。若者の認知が足りないと思う。

委員長 : 拡大ポスターなどいただければ大学内に掲示することは可能。

(2) 施設計画に関わる確認すべき法規の整理

●事務局より資料1(2)について以下のことを説明

①敷地内の各棟に関し、建築基準法上の適法性確認の結果報告と増築における課題

②劇場運営を維持するための今後の方針(案)について

【質問・意見等】

委員長 : A-1案について、劇場本体以外も市指定有形文化財と位置づけるのか。

事務局 : 現状、劇場本体のみが国登録有形文化財の対象である。市指定有形文化財も同様の考え方を想定している。

委員長 : 「建築審査会での同意を得るための既存不適格事項に対する代替措置の検討」とあるが具体的に説明されたい。

事務局 : 現敷地は準防火地域であるため、建築基準法において改修等に対する条件が厳しい。それらの条件をすべて現行法通りにクリアすることは難しく、各法的与件に対する代替策を提示して許可を得る必要がある。

事務局 : 代替措置は建築審査会において求められるもの。何かしらの改修を行う場合、建物全体を現状の法律に合わせるものが求められる。階段の寸法や廊下の幅等の適合化も求められるため、現状維持が難しくなる。代替策として、廊下の幅を広げる代わりに消火器の数を増やすなどの方法が採られることがある。

委員 : 2点質問がある。ルートB案について、改正法の公布はされているにも関わらず詳細が不確定というのはどういうことか。また、市指定有形文化財になることで運営に制限がかかってしまうことはあるのか。

事務局 : 改正法は公布されているが、施行は令和6年4月の予定である。今年8月に詳細部分の検討状況が公開されたが、施行の直前までは未確定な状況である。市指定有形文化財になることの制限については庁内でも懸念している。国登録有形文化財として建築基準法適法除外のルートについても検討しているが、そのためには条例の制定が必要。今後専門家に意見を諮る予定である。

副委員長：内子座は使い続けていることが評価されて国の重要文化財に指定された。国の文化財に対する考え方は変わってきている。嘉徳劇場も劇場として唯一途絶えることなく使い続けてきたことがポイント。しかし、敷地内増築 50 m²未満という制限をクリアできるかどうか不透明。今後の検討課題である。

事務局：50 m²未満でしか増築できないという問題を解決するため、各ルートを検討している状況である。建築基準法改正を利用するルートについては、具体的なケーススタディの検討を進めている状況である。今年 11 月頃より、改正法に関する勉強会が開催されるため、適宜情報収集を進めていく。

委員：撤去の方針は賛成。撤去する建物に登録有形文化財は含まれているのか。

事務局：含まれていない。登録有形文化財に登録されている範囲は劇場本体のみである。

委員長：増築する施設は最低何m²程度か。

事務局：P. 10 の劇場機能図をご覧ください。除却する施設の中に、劇場には欠かせない楽屋やトイレ等が含まれている。それらの機能を増築する場合、約 700 m²程度必要になる。

委員：P. 10 は搬入口が裏側に設置されているが現実的に難しいのではないのか。

事務局：P. 10 は劇場機能をまとめた概念図であり、実際の配置図ではない。

委員長：敷地内の既存建物を一部除却することで、より使い勝手の良い施設になると良い。

委員：ルート A、B どちらの場合でも増築の制限はないのか。

事務局：ルート B の法改正についてはまだ不明確な状況であるためルート A も念頭に入れている。ルート A で建築基準法の適用除外を得るのは本体のみ。増築部分については現行に合わせた整理が必要。

委員：楽屋や売店等を増築ではなく(劇場から離して)新築という形で建てた場合どのような規制がかかるのか。

事務局：建築基準法として、ひとつの敷地にひとつの建物という大原則がある。棟を離れた場合でも増築の扱いとなる。

副委員長：資料室、売店、トイレ、倉庫は必ず必要。内子座は施設内ではなく別棟として資料館を設けている。

委員：既存不適格部分(劇場本体)も一部解体し、新築とすることはできるのか。

事務局：市としては、歴史ある劇場こそが特徴でありアピールしたいと考えている。いかに劇場本体を保存できるかが重要なことと捉えている。

事務局 : 歴史ある劇場の雰囲気を残したまま新築するのは難しい状況。また、嘉徳劇場は準防火地域に立地しているため、建物の耐火性能が求められている。その敷地内に木造で人が多く集まる劇場を新築するのは法的にも懸案事項が多くなる。

(3) 改修コンセプト案と事例紹介 (八千代座)

●事務局より資料1 (3) について以下のことを説明

①八千代座の改修事例について

②前回の委員会意見をもとに修正した改修コンセプト案について

【質問・意見等】

委員 : 八千代座本体は一枚ずつ木を組み立て直して修復した。明治時代そのものを残している。魂が残っている。嘉徳劇場も参考にさせていただきたい。バトンは電動のみ使用している。手動は見学用として保存している。新楽屋棟と交流会館は現代的な劇場として使用している。楽屋はパーティションで区切れるよう工夫。役者さんに愛用してもらうためにも楽屋の個室化を検討されたい。新楽屋棟とつなぐ通路は仮設扱いである。適宜撤去も出来る状況。

副委員長 : 八千代座は素晴らしい改修を行っている。近年は、大正期の建物を耐震改修する際には補強パネルを利用する傾向がある。今後も改修に関する技術は進歩すると予想されるため、それに合わせた改修としたい。嘉徳劇場の改修は時間とコストがかかる。八千代座は足掛け6年で7億8千万円。その後も併せて10億円程度かかっているだろう。補助金を活用して持ち出しは3億程度。また、劇場再開に長く時間をかけるうちに市民の熱が下がる。八千代座では関係者が色々な人を説得しながら進めていた。嘉徳劇場の踏ん張りどころだと思う。

委員長 : 予算について委員会ではいつ頃議論するか。

事務局 : 事業費については想定できていない状況。行政としてはある程度の試算が必要。委員会でもどこまでご提示するか協議を進める。ご指摘の事項は理解している。

委員 : 市民の熱が下がることについて、駐車場でイベントができればアピールにつながる。そこで出来たコミュニティが施設の運営にも繋がる。可能であれば、分科会という形で青年会議所なども巻き込んで準備を進めていきたい。遠方の方向けのアウトプットは今からでも出来る。チームを編成して動かしていきたい。時間が止まっていることが悔しい。巻き込んでいきたい。

事務局 : 駐車場の利用可否など内部で協議を進めていく。ご指摘の通り、市民の熱が冷めてしまうのを一番心配している。関心を食い止める方

策を考えていく必要がある。

委員長 : 前回も同様の話が出ていたが毎回ペンディングになっている。委員会が開かれている間に駐車場で催事ができる状況にできないか。市民が嘉徳劇場を忘れてしまうのが心配。

委員 : 今から撤去するとなると、嘉徳劇場が壊されるというイメージが市民に広がってしまう。解体前に開館後のイメージが分かるように市民に伝えてほしい。未来に向かう改修に見えるようにしていただきたい。

(4)管理運営計画について

●事務局より資料1(4)について以下のことを説明

①管理運営計画の全体像

②嘉徳劇場の事業計画案

【質問・意見等】

委員 : 設置目的にもよるが、北九州芸術劇場は収益を目的としていない。使用料は市の収入となり、必要な運営費は指定管理料としていただいている。黒字の劇場は利用料金をそれなりに高く設定しているが、その場合稼働率が下がる可能性もある。嘉徳劇場は儲けるのではなく、地域の人とのつながり、愛着という意味での豊かさを求めていくべきと考える。

委員 : 市民・市民以外で料金設定を分けていくのか。利益を追求していくのか。

事務局 : 料金体系については今後検討を進める。公共施設としての嘉徳劇場のあるべき姿をこの委員会でご議論いただきたい。

委員 : 御花(柳川藩主立花邸)は未来へ文化財を守るという考え方のもと、見学料金を市内外で分けて設定している。市外の方には割高の料金設定としている。ようやく市内学生を無料設定にできるところまで来た。嘉徳劇場ではファッションショーなどの貸し切り利用など利益を生み出す仕組みができるとよい。

委員 : 横浜市役所は1階ショッピングモールの利益を運営費に回している。嘉徳劇場でも売店を設置して運営に充てられると良い。

委員 : 資料に興行場とあるが、利益を追求しようとしているのか。

事務局 : 興行場法に則ったホールとするということである。不特定多数の人を集めて実演芸術を鑑賞していただく場だということ。有料か無料かということとは関係ない。興行場として登録しないと月4日間しか催事ができなくなる。

委員 : 昨日、高校の授業で嘉徳劇場の話をしてきた。なぜ見学できないのか、商店街と連携したい、などの声が上がっている。事業分類の中

に学校教育で使えるような案を入れていただきたい。

委員長 : ワークショップでも子どもたちの利用という意見が多く挙げられていた。自主事業の中で教育分野も考えていただきたい。

委員 : いま嘉徳劇場がどうなっているのか周りからよく聞かれる。今何をしているのかよく分からないとのこと。県観光協会 HP の記事コンテンツなどを積極的に活用していただきたい。今後、教育学習に関する記事も追加する予定である。

事務局 : 情報発信の弱さについては再三指摘を受けている。様々な媒体を活用しながら発信をしていきたい。

委員長 : 委員会の様子分かる写真なども SNS 発信していきたい。

委員 : 本委員会には(運営の)主体がない。市が今後も運営をしていくのか、民間が運営していくのか。

事務局 : 運営を直営とするか指定管理とするかは次回以降協議をしていきたい。まずは飯塚市が運営方針を決めていく必要がある。

委員 : 劇場運営にはパワーが必要。商工観光課も巻き込む必要がある。二子山部屋も巡業の期間来られているが嘉徳劇場との相性が良いのでは。今は連携しようとしても相談・連携先も見えない状況。

副委員長 : 指定管理者になった場合でも、例えば指定管理料 2 億は市の持ち出しである。市が要求水準書を作成する。近年、利用料金制度を導入している施設が増えてきている。利用料金収入の黒字分は自主事業に充てるという仕組み。

委員 : 広報について、嘉徳劇場前の広場でイベントをしたり、一部施設を開放したり、段階的に市民が集まれるようにしていただきたい。

委員長 : 工事中をリアルタイムで発信することもできる。改修そのものも SNS 発信できるように。

委員 : 高校生から出ていた意見として、劇場前広場で記念写真やパネル写真が撮れる場所があるとよいとのこと。来られた方へのパネルがあるとよい。大学生は 4 年間しか飯塚にいない。人が戻ってきている中、残念な気持ちにさせないような仕組みが必要。観光の目玉を活かしていない状況。応援サイトを創設するなど、応援するひとのイメージが伝わる仕組みが必要。

委員 : 閉館中の PR について私も同感である。記念撮影スペースを作るなど、少しでも前に進むように要望したい。

委員 : まちのシンボルというと、飯塚駅の改修計画が進んでいる。駅にも嘉徳劇場を彷彿させるような要素を盛り込んでいけると面白い。

5 その他

事務局 : 10 月 25 日、26 日開催の「嘉徳劇場秋の企画展」の紹介

	6 閉会
--	------